

令和7年3月17日

静岡県知事 鈴木康友 様

自 民 改 革 会 議

代 表 相 坂 摂 治

原子力災害に関する広域避難計画の実効性の向上を図るための提言書

本県は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に備え、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）を定めている。対象区域は静岡県地域防災計画原子力災害対策編において原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）に定められている、発電所から5 km及び31 kmを目安にしたPAZ及びUPZ 圏内であり11 市町、81 万人に及ぶ。重点区域の市町は災害対策基本法及び当該市町の防災計画に基づき、原子力災害発生時に市民が放射線防護対策を実施し、必要な時には一時移転または避難が実施できるよう、あらかじめ避難等の方法や避難先等について定めた広域避難計画を策定しているが、中には、避難者が避難する際の第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所である避難経由所が選定されていない市町がある。

県広域避難計画には重点区域の病院及び有床診療所並びに入所型の社会福祉施設では、入院患者や入所者の避難手段に配慮した避難計画を定めるものと規定されており、学校等においては生徒等が在校しているときの避難等について定めるものとなっている。しかし、令和6年9月末現在、病院については、対象となる57 病院のうち策定が済んでいるのはわずか1 病院であり、入所型社会福祉施設については、349 施設中51 施設に止まっている。

また、県広域避難計画自体に、計画の実効性を上げるために「今後避難計画に反映していく課題」が8 項目、「関連する計画、マニュアル等に関する課題」が6 項目、合計14 項目の課題が明記されているが、その進捗状況が報告されていない。

こうした現状に鑑み、県民の生命と財産を守るべく以下の項目について、県当局に提言する。

1. 県広域避難計画は、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものと明記されていることから、県が主導し早急に避難経由所の選定を行うこと。
2. 病院や社会福祉施設等、支援を要する方々が利用する施設の避難計画が早急に策定できるよう県が強力に指導すること。
3. 病院等は大規模災害時に救護の拠点となる施設であり、避難計画に基づく避難は困難であり、むしろ屋内退避のための防護施設化やシェルターの整備を検討することも必要と思われる。現在、放射線防護施設の整備は、発電所から 10km 範囲までが国庫補助の対象となっているが、補助対象範囲の拡大を国に要望すること。
4. 県広域避難計画に記載されている「避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化」、「避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策」等の 14 項目の課題解決に努めるとともに、「避難道路の整備」、「信号機制御・無停電化などの避難円滑化対策」、「乳幼児など緊急時に安定ヨウ素剤の迅速な配布が危ぶまれるため、希望者への事前配布対策」など先行地域の良好事例を取り入れ、課題解決の状況を定期的に県民に公表すること。
5. 上記 1～4 の課題を早期に解決していくため、担当者を配置するなど先行する県の体制を参考にして、県の前向きな姿勢がわかるように十分な体制整備を図ること。